

技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染防止対策について

厚生労働省において、技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染防止ガイドラインが作成され、取り組むべき具体的な事項等が示されましたので、下記のとおり適切な対応へのご協力をお願いします。

1、実技・学科試験の対応について

- ア マスクの持参及び会場内でマスクを着用する
- イ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- ウ 試験当日の体温の報告及び確認
- エ 試験日2週間前における以下の事項の報告
 - (1) 平熱を超える発熱
 - (2) 咳、のどの痛みなどの風邪の賞状
 - (3) だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - (4) 嗅覚や味覚の異常
 - (5) 身体が重く感じる、疲れやすい等
 - (6) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - (7) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
 - (8) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無
- オ 試験当日に37.5度以上の発熱等の症状があった場合、受検の自粛をお願いします。
また、当日会場においても検温を行い、37.5度以上の場合には受検をすることはできません。

2、その他

- ・ 試験当日は、別添「健康状態等申告書」に必要事項を記入の上、必ず受付に提出をお願いします。実技試験、学科試験など複数日ある場合は、コピーしてご使用下さい。
- ・ 受付時に行列ができる場合、他の受検者との間に十分な距離を保ち、整列の上受付をすませて下さい。
- ・ 会場内では、着席時以外においても、他の受検者との身体的距離を保つよう心掛けて下さい。
- ・ 休憩、昼食時においても、密集を避け、対面での会話や飲食等、他の受検者との接触を控えて下さい
- ・ 会場内では、窓やドアを定期的に開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。